

退職所得に対する町・県民税の特別徴収について

退職所得にかかる町・県民税は、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することになっています。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常、退職した日）の属する年の1月1日現在、美里町に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

ただし、1月1日現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている人及び死亡退職の人の場合は、納税義務がありません。

2 退職手当等に対する町・県民税の計算

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収税額
		町民税	県民税		
		6%	4%		

※ 特別徴収すべき税額は、町民税、県民税とも100円未満の端数を切り捨てます。

(1) 退職所得金額の計算

退職所得金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2[※]

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得等については、2分の1課税は適用されません。

※ 退職所得金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の端数を切り捨てます。

(2) 退職所得控除額の計算

勤務年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数

勤務年数が20年を超える場合 80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 上記金額が80万円に満たないときは、80万円になります。

※ 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、1年に切り上げます。

※ 障がい者となったことにより退職した場合には、上記金額に100万円加算されます。

(3) 納入方法

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を徴収した月の翌月10日までに納入してください。なお、納入書の作成にあたっては、「退職所得分」の欄に記入し、「町民税・県民税納入申告書」も必ず記入してください。

※ 共通納税も利用できます。